書

評

П

]

ザ

ルクセンブルク著

加藤一夫・川名	加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』
	大 山 敬 一
	大論文」の全容にふれることができるようになったのである。
	とりわけ、これまでこの論文の内容が、レーニンのあまりにも
本書は、ポーランド王国・リトアニア社会民主党の理論機関	有名な批判「民族自決権について」を通じて、間接的に、しか
誌『社会民主主義評論』に、一九〇八年から九年にかけて六回	も一方的にしか知られてこなかったことを考えると、レーニン
にわたって連載されたローザ・ルクセンブルクの長文のポーラ	とルクセンブルクの民族理論の比較検討をはじめて両者に公平
ンド語論文の全訳である。この論文の内容は、これまでにも何	な形で可能にした本書邦訳版の出版は、きわめて意義のあるも
人かの人々によって我国にも紹介されてきた(たとえば、伊東	のといわなければならない。
孝之氏、加藤一夫氏、荒木勝氏、川名隆史氏など)し、その一(2)	私事にわたって恐縮であるが、私はちょうど一〇年前の一九
部が外国語にも翻訳されてきた(J・ヘンツェによる第一章の	七四年に、前述のJ・ヘンツェのドイツ語訳から重訳し、さら
みのドイツ語訳、G・オープト等による断片的なフランス語	にそれに彼女のポーランド論五篇とトルコ論二篇を加えて編集
訳、H・B・デイヴィスによる第五章までの英語訳など)。し	し、『マルクス主義と民族問題』と題して出版したことがある。
かし、それらはいずれも不完全なものであって、本書の出版を	その折、「訳者あとがき」の中で、できるだけ早く、この論文
まってはじめて我々は、ローザ・ルクセンブルクのこの「幻の	の全体が直接ポーランド語から邦訳されることを期待したいと

— 265 —

書

評

3
第二章 国民国家とプロレタリアート
認めることができないという。
会民主労働党綱領第九条のかかげる民族自決権の要求を絶対に
している。以上三つの理由から、ルクセンブルクは、ロシア社
社会主義の基本的な理論――階級社会の理論――を完全に無視
拡大の方向――に一致しない。③ 民族自決権の要求は、近代
――中央集権的巨大国家形成の方向と帝国主義国による植民地
いいれない。 ② 民族自決権の 要求は、 資本主義の 発展方向
て、具体的・歴史的分析の必要を説くマルクス主義の方法とあ
ている。 ① 民族自決権という公式は、 抽象的な 公式で あっ
ここでは、民族自決権否定の論拠が三点にわたって展開され
第一章諸国民の自決権
まず、本書の内容を簡単に概観してみよう。
者にとって何よりの福音だと思わずにはいられない。
は払いたくないが、ローザ・ルクセンブルクは読みたいという
日ようやく実現することになって、ポーランド語を習得する労
期待する以外に方法がなかったのである。それが一〇年後の今

-
indi 1 - Vert
E
Ē
E VV
間目目をしていたがです。
7
Į
1
1
Ī

国家であるが、この国民国家は、本質上はじめから他民族の征 服・抑圧・搾取にのりだす傾向を持っている。それゆえ、諸民 フバミ "アジーの階級利害に最もよく合致しているのは国民

た地域的有機体(大都市など)の特殊な要請に答えるものとしと――に充処するための手段として、さらには親たに形成され
~
たとえば、保健厚生の必要、都市問題の解決、普通教育制度の
て、また資本主義の発展から生じたさまざまな社会的要請――
ものとする。 地方自治は、 官僚制の 欠陥を 矯正するものとし
資本主義の中央集権化傾向は、必然的に地方自治を不可欠な
第四章 中央集権制と自治
も断固反対しなければならない。
た、この中央集権化傾向を支持し、連邦制にも地方分立主義に
も合致するものである。それゆえ、近代プロレタリアートもま
主義体制の基礎ともなりうるという点で社会主義運動の利益に
他方で、こうして作り出された大資本主義国家が、未来の社会
利するのに適した大規模な政治的枠組を作り出すという点で、
の傾向は、一方で、プロレタリアートが階級闘争を遂行し、勝
近代資本主義は、高度に中央集権化傾向を持っているが、こ
第三章連邦制、中央集権制、地方分立主義
見解である。
いう主張があるが、これは上述したところからみて全く誤った
では、かわってプロレタリアートが国民国家を樹立すべきだと
ブルジョアジーが初めから国民国家の樹立をめざさなかった所
国家はただ打倒の対象にしかすぎない。ポーランドのように、
族の平和的な連帯をめざすプロレタリアートにとっては、国民

— 266 —

述べたのであった。ポーランド語を解せぬ者にとっては、そう

- ザ・ルクセンブルク著、加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』

て、中央集権主義の民主的補完物なのである。	以上を要するに、第一章から第三章までは、消極的主張、す
第五章 民族と自治	なわち、民族自決権批判、国民国家批判、連邦制と地方分立主
地方自治は、一定の諸条件のもとで、その最高形態である国	義批判が、 第四章以下に、 積極的主張、 つまり、 地方自治論
内自治(=民族自治)に発展する。その諸条件とは、① 民族	と、その最高形態としてのポーランド民族自治論が展開されて
的・文化的独自性、② 一定の経済的・社会的独自性、③ 一	いるということになる。 一言にしてい えば、 ルクセンブルク
定のブルジョア的発展、であり、これら三条件のすべてを備え	は、ロシア社会民主労働党綱領のかかげる民族自決権を全面的
ているのは、ロシア帝国内ではひとりポーランド王国のみであ	に否定し、ロシア帝国内の諸民族のうち、ポーランド民族のみ
る。ユダヤ人、ウクライナ人、リトアニア人、白ロシア人、カ	に特殊に民族自治を要求するために本書を書いたということが
フカースの諸民族などには、これら三条件が欠けているため、	できよう。
国内自治はみとめられず、ただ特定の民族的性格を持たない広	
汎な地方自治が適用されるべきである。	
第六章 ポーランド王国の自治	ところで、本書は未完であったといわれている。まず、彼女
最終章である本章では、資本主義発展の利益とフロレタリア	の僚友ヴァルスキが一九二九年にそう主張した。
ートの階級闘争の利益という観点から、中央政府(ロシア全体	「最後の 章にさっと目を 通しただけで、 実際に 〔この論文
の政府)の権限に属するものと、ポーランド国内自治の管轄に	が〕未完に終わったことはすぐに分る。なぜか。著者はそれに
属するものとが具体的に分類されて列挙されている。前者に属	答えたがらなかったが、いずれにせよ、筆者は、この問題を完
するものとしては、① 関税・通商政策、② 近代的な交通・	全に記憶から消そうと考えてしまったようである。だが、書簡
通信手段、③ 軍制、④ 税制、⑤ 民法と刑法、⑥ 公教育	や『われわれは何を望むか』や『社会民主主義評論』(それま
の一般的基礎づけ、⑦ 労働者保護立法、があげられ、後者に	で一〇篇の論文がでている)のなかのルージャ・ルクセンブル
属するものとして、① 公教育の領域全体、② 農業問題にお	クの論文の内容に盛り込まれているリトアニアの自治要求の歴
ける調整立法、 ③ 林業、 ④ 鉱業、 ⑤ 国内の 商工業の育	史に入り込んでみると、著者が民族問題あるいは歴代のツァー
成、 ⑧ 水陸交通網の 整備、 ⑦ 公衆衛生、 があげられてい	リ国家における民族問題について自ら納得がゆくように解決す
	るには 多分、 何らかの 要素が不足していたという 結論に達す

-267 -

が不足していたという 結論に達す

n na sense a s

伊東氏の意見	はないかという点	経済的一体化—	は、従来からの	第二に、ポー	「歴史なき民族	る一定の民族の	るものであるし、	ての民族自決権と	である。この要求は	自治の要求は、	張であった。 第	ところが、こ	るのは、ひとりポ	められるのであ	のブルジョア的発展	民族的・文化的	ように、彼女は、	ド民族のみに国	た原因を、伊東氏は	も早く、本書の	わが国におい	る <u>13</u> し。
意見によれば、ルクセ	点である。	を真向うから否	彼女の主張――ロ	ランドの「経済的	」の理論を想起さ	の存在――ヘーゲル	、他方において、	いうマルク	求は、一方において、	民族平等の原則に	一に、ポーラン	この主張は、少なく	ーランド民族	であって、ロシア帝国	ر ک	化的独自性、② 経済的	地方自治	国内自治を認めたこ	、彼女が	本書の未完説を主張した	いても、私の知るか	
シブルクは、この		うから否定してしまうこと	シア帝国とポーラ	·社会的独自性」	を想起させるものであるか	=エンゲルス流の	資本主義的発展の	エンゲルスの主張な	て、歴史的大民族	原則に反するのではない	ド民族のみの特権と	少なくとも二つの点で問	のみであると主張し	ロシア帝国内部でこの条件をみた	いう三条件をみたした地域で	的・社会的独自性、	の最高形態である国内自治	たことにあるとした。	ロシア帝国内部でひと	るそして、本書が未	るかぎりでは、伊東孝之氏	
の二点におい		こになるので	>ンド王国の	という論拠	からである。	い、いわゆる	い能力に欠け	派を想起させ	の特権とし	いかという点	こしての国内	问題のある主	していた。	そみたしてい	気でのみみと	ビ、③ 一定	日治は、①	すでにみた	こりポーラン	が未完に終っ	年之氏が、最	

特効薬」とみなすことは、かえって自由にも民主主義にも反すた、民族自治をあらゆる民族のあらゆる災厄に効く「抽象的な友」があるがち民族平等の原理に反するとはいえないのでは民族自治をみとめられない民族があると主張したとしても、この主張があながち民族平等の原理に反するとはいえないのでは、「「「「」」で、「「」」で、この方法を適用して、さまざまの要因から、民族自治をみとめられない民族があると主張したとしても、この主張があながち民族平等の原則に反するという点に関していうか。	なりに首尾一貫して最後まで展開されているのではないであろ ありに首尾一貫して最後まで展開されているのではないであろ たしかに、ヨギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、ヨギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、ヨギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、コギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、コギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、コギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、コギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、コギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、コギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーラ たしかに、この邦訳版を通読してみて、はたして本書が未完 にったのかどうかに強い疑問をいだいた。少なくとも彼女の主 だったのかどうかに強い疑問をいだいた。少なくとも彼女の主 たったのかどうかに強い疑問をいたいた。少なくとも彼女の主 たったのかどうかに強い疑問をいたいた。少なくとも彼女の主
---	--

— 268 —

ローザ・ルクセンブルク著、加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』

みれば、ここにのべたロシアとポーランドの経済的利害の癒着て、いっそう重要なのであるが、共通の関税境界の存在であって、これが外国〔たとえばドイツ〕に向っての両国工業の連帯に、いっそう重要なのであるが、共通の関税境界の存在であっしい同国の二美を一個同一の (1) 屋根根が絡在させ、いっ
■も相もポ
済的一体性について、次のように述べている。ンドの産業的発展』の中で、ポーランド王国とロシア帝国の経するともいえないのである。彼女は、有名な学位論文『ポーラいても、必ずしも従来のルクセンブルクの主張に全面的に矛盾第二点の「ポーランドの経済的・社会的独自性」の主張につることになると彼女自身主張している。

げつつあったと思われる一九〇九年八月一〇日付のヨギヘスあ である。(22)、のずしも全面的に相反するものとも思えないのいう表現とが、必ずしも全面的に相反するものとも思えないの れの えば、この表現と流通過程に重きをおいた「経済的一体性」と のみ両国の経済関係をみていたことがわかる。これに反して、 くの表現をみても、彼女がひたすら市場的結合という観点から 的な内容を与えるためにも、 えることになるからです。そこで、われわれの自治要求に具体 た。これからは自治的権能の根拠を論ずることになる。 は中央の権能に 属すべき領域に 関して、 その根拠を 論じまし、、 て書簡においても、自信をもって次のように述べている。 概念が、すぐれて生産過程の特質を表わすものであることを思 殊性の存在をみとめているのである。「経済的独自性」という ことによって、ポーランド、ロシアそれぞれの一定の経済的特 企業家間の競争や利害の対立、生産諸条件の相違などを認める 生産過程においては、ポーランドとロシアの間の分業の存在、 ては二度記述しなければなりません。まず一般的な基礎は全国 る限り具体的に展開するつもりです。それゆえ学校制度につい たあと、地方議会には何ひとつ残らないのではないか、 欠かせないのは、さもないと、中央議会の権能を広範に究明し 最後に、ルクセンブルクは、 「自治に関する仕事のプランは次のとおり。これまでの部 *自治* なるものはほらにすぎないのだ、という印象を与 わたしは自治の積極的内容をでき 本書の最終章(第六章)を仕上 後者が われわ 分

(12)たとえば、白ロシア人は、①もっぱら農民であり、②文	一九七三年。
	概念――ローザ・ルクセンブルク」『スラヴ研究』一八号、
れがポーランド民族の自治と見られる限りで『民族自治』	(2)伊東孝之「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権
し、言語・教育問題を主要課題とする地方自治であり、そ	 (1) 原題は、Kwestia narodowościowa i autonomia
的ロシア共和国の枠内での『民族性の擁護』を基本任務と	
表現している。「ポーランド自治とは、革命後の中央集権	
(11)この国内自治の内容については、川名隆史氏が要領よく	
一九七四)。(一九七四)。	(論創社、一九八四年一〇月刊、三七五十四ページ)
しページ。	ある。
(9)『レーニン 全 集』(大月書店)第二〇巻、四二一―四九	どうかについては、もう少し慎重に検討してみてもよさそうで
287.	ができたとは思わない。しかし、本書が本当に未完であったか
ings by Rosa Luxemburg. (New York, 1976). pp. 101-	以上の論述だけで、ヴァルスキ説や伊東説をくつがえすこと
∞) H R Davis The National Question Selected Writ	の事情によるであろう」と述べられた。
question nationale. 1848-1914. (Paris, 1974). pp. 184-	ない。この論文が単行本として出版されなかったのは、何か他
(\sim) G. Haupt, M. Lowy, C. Weill Les marxistes et la	質問に答えて、「ルクセンブルクのこの論文を未完だとは思わ
chterhand, 1971) S. 220-278.	ブルク研究者フェリクス・ティフ氏は、この問題に関する私の
(©) Jurgen neutze, Kosa Laxemourg, Internationatismus und Klassenkambf. Die bolnischen Schriften. (Lu-	どで講演会を行なったポーランドの代表的なローザ・ルクセン
、 、 Table Ta	ちなみに、一九七七年の夏日本を訪れ、東京、札幌、京都な
ンド自治をめぐって――」『国家論研究』(論	ものではない。
(5)川名隆史 「ローザ・ルクセンブルク とポーランド 問 題	て、本書を仕上げられなかったというような苦悩を連想させる
毛。毛の「「「「「「「「「「」」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」	このような確信に満ちた表現は、彼女が理論的にいきづまっ
(4)荒木勝「ローザ・ルクセンブルクのポーランド民族自治	は 原文)。
問題論争史ノート――」『季節』三号、一九七九年。	自治的であるべきことを明らかにする、というふうに」(傍点
(3)加藤一夫「ローザ・ルクセンブルクと民族問題――民族	家的であるべきことを論証し、つぎに、諸原則の執行と適用は、

審

評

ローザ・ルクセンブルク著、加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』

(Dietz Verlag Berlin 1972) Bd. [-1. S. 185-186. 邦	特集、一九七五年一一月、一四―一五ページ。
8	~
(≏) Rosa Luxemburg, "Die industrielle Entwicklung	想』六二八号、一一二〇ページ。
(18) 本書ニー〇ページ。	良知力「四八年革命における歴史なき民によせて」『思
七年)第三巻、三三九―三四三ページ参照。	uttgart, 1918).
	Karl Kautsky, "Die Befreiung der Nationen." (St-
思われる。ローザ・ルクセンブルク、伊藤成彦・米川和夫	estion." New Left Review, No. 96. 1976.
ができるかどうかは、もう少し慎重な検討を要するものと	Michael Löwy, "Marxists and the National Qu-
こから直ちに彼女が理論的にゆきずまったと結論すること	76)
根拠づけの困難さを思わせるものではあるが、しかし、こ	Marxian Thought. (Martinus Nijhoff/The Hague, 19
こうしたことは、彼女の理論的動揺とポーランド自治の	Charles C. Herod, The Nation in the History of
中では明確に否定されている。	Frage. (Berlin, 1979).
は「リトアニアの自治」は全く登場してこないし、本書の	oblem der "geschichtslosen" Völker." Zur nationalen
アの自治」を要求しているが、前述の『綱領解説』の中に	Roman Rosdolsky, ,Friedrich Engels und das Pr-
また、この手紙の中で、彼女は、はっきりと「リトアニ	されたい。
は出てくるし、本書の中にも出てくる。	(16)「歴史なき民族」の理論については、次の諸論文を参照
ポーランド王国・リトアニア社会民主党綱領解説』の中に	雑誌』第三〇巻第三・四合併号、一九八四年、参照。
性」という根拠は、一九〇六年の『我々は何を望むか――	(15)丸山敬一「マルクス、エンゲルスと民族自決権」『法学
だが、 この手紙の 中では 否定されている 「経済的独自	(14)伊東孝之、前揭論文、八五ページ。
格」という根拠を考えてみるべきだと主張している。	(13) 本書、三五〇ページ。
いこと、 むしろ 「階級闘争のますます 増大する 地域的性	知的作品もないがゆえに、国内自治を認められないという。
ヘスの提案する「経済的独自性」という根拠も採用しがた	まっており、③自身の都市生活もなければ、民族語による
これだけでは不十分なことをみとめている。しかし、ヨギ	線をひくことができず、②社会が圧倒的に牧畜段階にとど
根拠と考えていた模様であるが、ヨギヘスに指摘されて、	かおらず、しかも他民族と混在していて自治のための境界
ると、彼女は、はじめ「民族的・文化的独自性」を自治の	に、またグルジア人は、①一二〇万というわずかの人口し
づけに腐心しているのをみることができる。この手紙でみ	白ロシア語による独自の学術・文芸生活を持たないがゆえ
手紙の中で、ルクセンブルクが「ポーランド自治」の根拠	③ブルジョアジーも、都市インテリゲンツィアもおらず、
(17)たとえば、一九〇五年一〇月二六日付のヨギヘスあての	盲率がきわめて高く、したがって文化水準が極端に低く、

-271 -

(一九八五・五・一)(1、九八五・五・一))『ヨギヘスへの手紙』第四巻、六一ページ。自治を主張する時には生産過程に着目するという使い分けも一体性を主張する時には生産過程に着目するという使い分けをしていたのではあるまいか。 一九七〇年)、一二五―一二六ページ。 沢、肥前栄一訳『ポーランドの 産業的 発展』(未来社、

評